

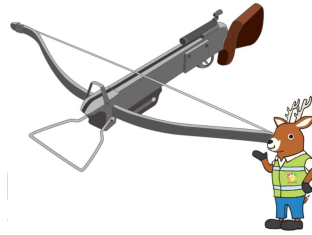
回覧

クロスボウの所持が禁止されます！！

クロスボウ(別名ボウガン)の所持について、銃刀法が改正されたことに伴い、今後は所持が原則禁止され、許可制となることになりました。

※改正法の施行後、不法に所持した場合には罪に問われます！！
(3年以下の懲役または50万円以下の罰金)

クロスボウをお持ちの方へ！！
警察署において無償で回収，処分します！
詳細は電話又は県警ホームページへ



電話：082-228-0110(警察本部生活安全総務課保安係)
0823-42-0110(江田島警察署生活安全刑事課生活安全係)

ふるたか

「若い頃と違うな」「おかしいな」と感じたら自主返納の時期です。

- こんな症状ないですか？
- 右左折のウインカーを間違う，忘れる
- 歩行者，障害物，他の車に注意が行かない
- カーブをスムーズに曲がれない
- 車庫入れの際，塀や壁を擦る事が増えた

○高年齢ドライバーによる交通事故が社会問題化
視野・身体機能の低下などにより，運転時の操作ミスが起こりやすくなります。

○運転経歴証明書として使えます。
「運転経歴証明書」を所持していると，公的な身分証明書として使えます。

「高年齢のため運転が不安・・・」という方が，運転免許を自主的に返納できる制度です。

返納後は，安全運転に努めてきた証として「運転経歴証明書」を交付してもらいましょう。

運転免許の自主返納制度について



YouTubeアカウント広島県警察 [公式チャンネル] を見てね!

YouTubeで検索

江田島警察署管内の
事件・事故発生状況
(令和3年7月中)

事 件	18件
物損事故	28件
人身事故	1件